

静岡県告示第210号

振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域及び同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準（平成9年静岡県告示第344号の8）は、廃止する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。